

社会福祉法人邦知会グレイス広沢
連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が開設するグレイス広沢（以下「事業所」という。）が行う連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を保持するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者（以下「要介護者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 グレイス広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 オペレーター 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）
利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
- 三 計画作成責任者 1名以上（常勤兼務）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
サービス提供の日時等の決定

- サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
- 四 定期巡回サービスを行う訪問介護員 7名以上
居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
 - 五 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）
オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問
- 2 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。
 - 3 必要に応じて定期巡回サービス、随時対応サービス及びオペレーター業務の一部、又は訪問看護サービスを連携する訪問介護事業所及び訪問看護事業者に委託する。
 - 4 午後6時から午前8時までの間、オペレーター業務を併設介護老人福祉施設の職員が行うことがある。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 24時間

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容）

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
 - 二 定期巡回サービス
訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
 - 三 随時対応サービス
あらかじめ利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否を判断するサービス
 - 四 随時訪問サービス
随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上世話
- 2 訪問看護サービスの提供は、主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を連携する指定訪問看護事業所より提供されます。

（利用料等）

第7条 利用料等については、重要事項説明書に定めるとおりとする。

費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桐生市11区、13区の区域とする。

(衛生管理)

第9条 サービス提供の際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第11条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうけることとする。

2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。

3 従業者が合鍵を紛失した場合は、直ちに利用者又はその家族に報告し、鍵の交換等必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(苦情処理)

- 第13条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
 - 3 提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施
- 二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に

応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(訪問看護事業者との連携)

第17条 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。

- (1)利用者に対するアセスメント
- (2)随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3)医療・介護連携推進会議への参加
- (4)その他必要な指導及び助言

(その他の運営についての重要事項)

第18条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修
- (2)継続研修
- 2 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスが完結した日から5年間は保存するものとする
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。